

## 一宮市庁舎等壁面広告掲出要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、一宮市役所本庁舎、自走式立体駐車場及び尾西庁舎（以下これらを総称して「市庁舎等」という。）の壁面に掲出する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を掲出するために市庁舎等の壁面に設置する看板施設をいう。
- (2) 壁面広告 第4条に規定する方法により掲出する広告をいう。
- (3) 壁面広告業務 広告媒体の作成及び設置、壁面広告の募集、その他壁面広告の掲出に係る業務をいう。
- (4) 広告主 壁面広告として掲出する広告を提供する者をいう。
- (5) 広告取扱者 第8条第1項及び第2項の規定による決定を受けて壁面広告業務を業として行う者をいう。
- (6) 直接募集広告主 広告主のうち、第8条の2第6項の規定による決定を受けて壁面広告を掲出する者をいう。

### (掲出基準)

**第3条** 壁面広告を掲出することができる広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 掲出することができる壁面広告の内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

### (広告の掲出方法)

**第4条** 広告の掲出は、市庁舎等の壁面に設置した看板施設にポスターその他これに類するものを掲出する方法により行う。

### (壁面広告の掲出場所等)

**第5条** 壁面広告の掲出場所及び広告媒体の設置数は、別表のとおりとする。

2 広告媒体の設置又は壁面広告の掲出に係る目的外使用許可の期間は、一宮市公有財産管理規則（昭和62年一宮市規則第9号。以下「規則」という。）第20条第2項の規定により、別表のとおりとする。

3 広告媒体の規格は、市と広告取扱者とが協議して決定するものとする。ただし、市が直接広告主を募集する場合にあっては、広告媒体の規格は市が定めるものとする。

### (広告取扱者及び直接募集広告主の募集)

**第6条** 広告取扱者及び直接募集広告主の募集は、原則として市ウェブサイトに掲載して行う。

### (申込み)

**第7条** 広告取扱者の申込みをしようとする者は、一宮市庁舎等壁面広告業務申込書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 直接募集広告主の申込みをしようとする者は、一宮市庁舎等壁面広告掲出申込書（様

式第3)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、申請は、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 4 前項の規定により行われた申請については、様式1もしくは様式3により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。
- 5 第3項の規定により行われた申請は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに市長に到達したものとみなす。

(広告取扱者の決定)

**第8条** 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、この要領の規定及び募集の条件に違反していないことを確認し広告取扱者を決定するものとする。

- 2 前項の確認の結果、壁面広告業務を行うことが適當であると認められる者が複数いる場合は、広告掲出料の提案金額が最も高かった者を広告取扱者に決定し、広告掲出料の提案金額が同額のときは、抽選によって広告取扱者を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により広告取扱者を決定したときは、その結果を一宮市庁舎等壁面広告業務可否決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

(直接募集広告主の決定)

**第8条の2** 市長は、第7条第2項の申込みがあったときは、この要領の規定及び募集の条件に違反していないことを確認し直接募集広告主を内定するものとする。

- 2 前項の確認の結果、壁面広告の掲出を行うことが適當であると認められる者の数が募集する広告掲出枠の数を超える場合は、広告掲出料の提案金額が高い者を優先して直接募集広告主に内定し、広告掲出料の提案金額が同額のときは、抽選によって直接募集広告主を内定するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により直接募集広告主を内定したときは、その結果を一宮市庁舎等壁面広告掲出可否内定通知書(様式第4)により通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により直接募集広告主に内定した者は、市長が指定する期日までに一宮市庁舎等壁面広告掲出承諾書(様式第5)を提出しなければならない。ただし、掲出期間を通じた使用料及び広告掲出料の合計額が20万円を超え、50万円を超えない場合に限る。
- 5 第1項及び第2項の規定により直接募集広告主に内定した者は、広告案を市長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により広告案の提出があったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会(以下「審査会」という。)の審査に付して壁面広告の掲出の可否を決定するものとする。
- 7 市長は、前項の審査の結果、広告案の内容が要綱第3条の規定に違反していると認めるときは、第1項及び第2項の規定により直接募集広告主に内定した者に対して広告案の内容の変更を求めることができる。

(使用許可申請義務)

**第9条** 広告取扱者及び前条第1項及び第2項の規定により直接募集広告主に内定した者は、規則第20条第3項に規定する使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用料等)

**第10条** 広告媒体の設置又は壁面広告の掲出に係る使用料の額は、行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和62年一宮市条例第4号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、別表のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する使用料に加えて、広告掲出料を別に徴収することができるものとする。

(広告媒体の設置)

**第11条** 広告取扱者は、広告媒体の設置について市長の指示に従うものとする。

(管理及び保守)

**第12条** 広告媒体の管理及び保守は、広告取扱者が自己の負担で行うものとする。

(広告取扱者による広告の募集)

**第13条** 広告取扱者は、壁面広告の広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 広告取扱者は、壁面広告を掲出しようとするときは、当該広告の広告主及び内容について、市長に事前に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定により広告主及び内容の報告があったときは、審査会の審査に付するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果、壁面広告の内容が要綱第3条の規定に違反していると認めるときは、広告取扱者に対して当該広告の内容の変更を求めることができる。

(広告取扱者及び直接募集広告主の責任)

**第14条** 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務又は壁面広告の掲出に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務又は壁面広告の掲出に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告取扱者及び直接募集広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務又は壁面広告の掲出の権利を第三者に譲渡してはならない。

(壁面広告の掲出の停止)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者に対し、壁面広告の掲出の停止を命ずることができる。

- (1) 第13条第4項の規定による壁面広告の内容の変更を広告取扱者が行わないとき。
- (2) 広告の内容が要綱第3条の規定に違反する場合において、第13条第4項の規定によつても解消できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が壁面広告の掲出を適当でないと認めたとき。

(決定の取消し)

**第16条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項若しくは第2項又は第8条の2第6項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲出料が指定期日までに納入されなかつたとき。
- (2) 市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9号の規定により目的

外使用許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、壁面広告業務又は壁面広告の掲出を行うことが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しによって損害賠償責任を負わないものとする。

(使用料等の還付)

**第17条** 使用料の還付は、条例第4条の規定によるものとする。この場合において、還付額は、1月当たりの使用料の額にその事由が発生した日の属する月の翌月から使用終了日の属する月までの月数（1月末満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

2 第10条第2項の規定により広告掲出料を徴収した場合において、前項の規定により使用料を還付するときは、広告掲出料を合わせて還付する。

3 前項の場合において、還付額の計算は、第1項後段の規定を準用する。この場合において、第1項後段中「使用料」とあるのは、「広告掲出料」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定により還付する使用料及び広告掲出料には利子を付さない。

(雑則)

**第18条** この要領に定めるもののほか、壁面広告の掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要領は、平成20年12月22日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成23年11月11日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成26年5月7日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

#### 付 則

この要領は、令和2年11月20日から施行し、別表の規定の改正による変更については、令和3年1月1日以後に応募した者から適用する。

## 付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 付 則

この要領は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

別表（第5条、第10条関係）

壁面広告の名称	掲出場所	広告媒体の設置数	期間	1月あたりの使用料の額(税込み)
庁舎内壁面広告	尾西庁舎東館東玄関風除室	1	最長3年	16,000円
庁舎エレベーター内広告	一宮市役所本庁舎中央エレベータ内壁面	5	最長3年	1枠あたり 12,000円
自走式立体駐車場内壁面広告	一宮市役所本庁舎自走式立体駐車場1階エレベーター前壁面	1	最長3年	12,000円